

論 説

金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（3）

—— 貸手責任論と社会的責任金融（SRF） ——

紀 国 正 典

I はじめに

金融の公共性という理念がより具体的で現実的な姿をもつようにするために、金融における責任思想や責任学説はとても重要な意義をもっている。金融における責任思想とは、例えば、レンダー・ライアビリティ：貸手責任論（LL：Lender Liability）、社会的責任投資論（SRI：Socially Responsible Investment）、金融機関の社会的責任経営論（CSR：Corporate Social Responsibility）などである。これらは、金融の共同利益という意味での金融の公共性を実現させるスローガンとして、現実の社会運動理念となり、その影響力を拡大させつつある。¹⁾

これらの金融責任思想や責任学説そしてこれ以外に金融における責任概念に關係している考えや運動、その理念などをまとめて、「社会的責任金融（SRF：Socially Responsible Finance）」と名づけることにしよう。ただし、総称するためだけに、そのようにするわけではない。

このことによって、第1に、個別に生成してきているこれらの思想、学説、理念を金融システム全体に拡大させることができ、第2に、これらをあらためて広く金融システムのなかに位置づけることが可能になり、第3に、そのことでこれらの思想、学説、理念をいっそう発展させることができ、第4に、まだあいまいさが残る金融における「責任」概念をよりはっきりしたものにできるからである。

これらの作業によって社会的責任金融という概念をひとり立ちさせ、わたしのいうところの、金融の公共性における金融制御の行為側面について、より具体的・現実的な姿をあきらかにできれば幸いであると考えている。²⁾

社会的責任金融という概念は、さらに国際金融システムにも応用していかなければならない。金融の国際化・グローバル化が進展してゆけば、社会的責任金融も、国民金融レベルをこえて拡大するからである。社会的責任金融 (SRF) は、国際的責任金融 (IRF: Internationally Responsible Finance) へと発展する。このあたらしい概念の検討も、わたしに課せられた重要な研究課題である。

本稿では、まず貸手責任 (レンダー・ライアビリティ) をとりあげる。ここでの課題は、金融の公共性という視点から貸手責任論の意義をあきらかにし、それを社会的責任金融体系のなかに位置づけることである。

以下、次の第Ⅱ章ではアメリカにおける貸手責任論、第Ⅲ章では日本における貸手責任論、第Ⅳ章は貸手責任論が拡大していく状況をふまえ、社会的責任金融 (SRF) を展望してみる。

Ⅱ アメリカにおける貸手責任論

1980年代からアメリカで、銀行や金融機関などの貸手に損害賠償を求める訴訟が相次いだ。カリフォルニアに始まったこの動きは、その後、全米に波及し、巨額の損害賠償責任を銀行が命ぜられることも多く、当時の米金融界を震え上がらせた。80年代の終わり頃には、いちおう訴訟数は沈静化したという。銀行や金融機関などの貸手に対して、借手が損害賠償を求めるという出来事は、歴史的にも初めての経験であり、世界的にも大きな注目をあびた。法律でいう金銭消費貸借という契約においては、貸手は返済を命じることのできる権利だけをもち、これ以外の責任や義務に服することはないというのが、それまでの常識だったのである。

このような社会現象を指して、レンダー・ライアビリティ (Lender Liability) とよぶようになった。日本では、このレンダー・ライアビリティに対して、「貸手責任」という訳語が与えられている (ほかに「融資者責任」、「貸主責任」

などを使うこともある）。

しかし、ライアビリティ (liability) に責任という訳語をあてるのは不適切である。日本では、レスポンシビリティ (responsibility) についても責任と訳しているからである。ライアビリティもレスポンシビリティも、いずれも同じように責任と訳されているが、かなり意味合いは異なる。アメリカ英語では、レスポンシビリティとは包括的・一般的な責任の意味であるが、ライアビリティは、単なる一般的責任ではなく、より強制力をともなう法的責任（損害賠償責任）の意味で使われている。そういうことではレンダー・ライアビリティは、貸手責任ではなく、貸手法的責任とよぶ方が望ましい。³⁾

このような事情もあるが、本稿では分かりやすさという理由からひとまず、貸手責任という用語を使う。ただし一般的責任ではなく、貸手の法的責任という意味で使用することにする。

レンダー・ライアビリティという用語の使い方およびその定義についても定まっていない。貸手に損害賠償を命じる法理論（法律関係者は法理とよぶ）の意味で定義しその意味で使用したり、貸手に損害賠償を求めた社会的事件やその動きの意味で使ったり、貸手責任訴訟の意味や貸手の損害賠償のことを示すなどの使い方もされている。

このような多義的な使われ方がされているが、本稿では、貸手に損害賠償を求めた社会的事件の意味で使用し、この意味合いを強調したいときには、かっこをつけてよぶことにする。

アメリカの貸手責任（レンダー・ライアビリティ）については、弁護士や法律家、企業法務専門家そして法律分野の研究者などの法律関係者が、たくさんのすぐれた研究や研究成果を残している。本稿は、これらの研究に学び、これらの研究成果に全面的に依拠したものである。⁴⁾

貸手責任論をはじめるとあって、まずは、(A) どのような貸手の行為に対して訴訟が提起されたのか、(B) これに対してどのような法理論が適用されようとしたのか、この二つのことが重要な検討課題となる。

法律関係者はどちらかという、(B) の法理論に興味関心が強く、この法理論に重点をおいて分析を展開する傾向にある。例えば、① どのような法律や法理

論で貸手が裁かれたのか、裁かれようとしたのか、②その法律の適用は法理論として妥当だったのか、③これらの過程で新しい法理論は発展したのか、などのことである。

しかしわたしは、その法律や判例研究のこまかい議論や細部には立ち入らず、(A)の貸手行為の側面に重点をおいてアプローチしてみたい。わたしのいう金融の公共性の視点からの考察には、これで十分だからである。

アメリカのレンダー・ライアビリティの概要を、法律関係者の研究成果を参考にまとめてみよう。⁵⁾

法律関係者によるレンダー・ライアビリティの分類と整理方法は、それぞれの論者の考え方によって異なっている。法律分野では、この違いそのものが重要な論点になることであろう。しかしここでは上記の方針にしたがい、また分かりやすさを優先して、一覧表に分類してみることにした。このようにして作成したのが、図表1「アメリカにおける主な貸手責任訴訟の分類」である（図表1参照）。

法律関係者は、貸手に責任を求める法理論の違いを基準にして、レンダー・ライアビリティを大きく二つに分類する。コモン・ロー（common law）の適用をめぐって争われた貸手責任と、制定法（statutory law）により責任を課せられた貸手責任の二種類である。

コモン・ローとは、英米に特有な法規範であって、過去の判例の集積により形成されてきた非成文法的慣習法（判例法）のことであり、制定法とは、法律として制定され成文化された法規範のことである。

コモン・ローとして適用された法理論には、(1)不法行為（torts）、(2)契約違反（breach of contract）、(3)信認義務違反（breach of fiduciary duty）、(4)誠実義務違反（breach of duty of good faith）がある。

不法行為は、さらに①詐欺（fraud）、②強迫（duress）、③不実表示（misrepresentation）、④過失（negligence）、⑤不法介入（tortious interferences）の五種類に分類することができる。

これらの法律の適用をめぐって、どのような貸手の行為が問題とされたのか、代表例をいくつか紹介して概要をつかんでみよう。前に述べたように、細部に

図表1 アメリカにおける主な貸手責任訴訟の分類

法 理 論		貸手責任訴訟で問題となった貸手行為の一例
コ モ ン ・ ロ ー ン	詐 欺	融資規制のために融資できない事情を知っているが、融資の約束を表明した行為。
	強 迫	銀行の気に入らない元取締役の復職に反対し、債務不履行宣言をすると脅したが、銀行はその決定はしていなかったという行為。
	不 実 表 示 (故意・過失)	中小企業庁融資が受けられるよう協力するとの誤った情報を提供し、債務を回収したり担保を提供させた行為。
	過 失	借手が実際には利用できない連邦住宅局のローンが許可されると、貸手が不注意で伝えてしまった行為。
	不 法 介 入	借手の社長の給料の半減や会計士の首のすげかえを要求し、借手からすべてを根こそぎにするような計画をも準備していたという行為。
1	契 約 違 反	融資の約束をしていながら、担保不動産の権利の瑕疵(欠陥)を理由に、融資を取りやめた行為。
	信 認 義 務 違 反	融資の約束をしていながら、途中で新しい契約条件を課すなどして、融資態度を変更した行為。
	誠 実 義 務 違 反	事前の通知や予告もなく、一方的に限度貸付契約を解約し、新たな与信を認めなかった行為。
制 定 法	包括的環境対処・補償・責任法 (スーパーファンド法)	融資の担保として取得した土地から環境有害物質が見つかり、融資者がその有害物質の処分の意思決定に影響を及ぼすことができたと認定された行為。汚染物質の除去費用の負担を求められた。
	組織暴力団対策法、連邦証券法、税法、労働法、州の利息制限法など	ローンを保護するための不正、信用供与の詐欺的な拒否や詐欺的な金利、高額なサービス料金、プライム・レート表示の虚偽などの行為。 借手の証券法違反にさいして、それを教唆・ほう助していたり、借手を管理下におき支配していたなどの行為。

注) 柏木昇、楠本くに代、ヤング他の研究成果を基に作成。貸手行為の一例については、わかりやすく表現しようと試みたので、法律的な厳密さには欠けるところもある。

はこだわらないため、法律的な厳密さには欠ける表現もある。また実際に事実関係はもっと複雑であり、コモン・ローの適用に際しても、一つの事例にいろんな法が重複して適用されている。

(1) 不法行為

不法行為とは、他人の身体、財産、名誉に損害をあたえる作為・不作為の行為のことで、犯罪のような刑事上の違法行為ではないが、私的権利の侵害となる民事上の行為のことである。⁶⁾

次のような貸手の行為をめぐって問題になった。それぞれの不法行為について詳しい法律上の成立要件があるが、ここでは省く。

① 詐欺

- ・融資できない事情があることを知っていながら、融資の約束を表明した行為。
- ・借手の取締役と役員が辞任すれば、弁済を猶予し新たに融資もするとの虚偽の約束で、取締役と役員を辞任させた行為。
- ・貸手が、借手会社の取締役や部長が辞任すれば融資の弁済請求しないし新たな融資をするとの虚偽の約束をして、辞任させた行為。
- ・銀行の気にいらぬ元取締役の復職に反対して、債務不履行宣言をすると脅したが、銀行はその決定はしていなかったという行為。
- ・融資後、業績悪化を理由に合併・買収をアドバイスし、そのときは借手の自宅の担保をはずすと約束したが、合併先が倒産したら、借手の自宅を差し押さえた行為。

② 強迫

- ・銀行の気にいらぬ元取締役の復職に反対して、債務不履行宣言をすると脅したが、銀行はその決定はしていなかったという行為。
- ・つなぎ融資を約束した貸手が、貸手の第三者に対する債務を、借手が立て替え払いしないと融資を実行できないと脅した行為。

③ 不実表示

- ・施設の一部を破壊されたマスの養魚場の株主に臨時の融資が可能であると確約したが、約束した融資を実行しなかった行為。
- ・借手が商品を注文するさいその額の半額を融資する契約であるのに、注文し

た額に準じて融資すると表明してしまい、保証人に損害を与えた行為。

- ・中小企業庁融資が受けられるよう協力するとの誤った表明によって、債務を相殺回収したり担保を提供させた行為。

④ 過失

- ・借手が実際には利用できない連邦住宅局のローンが許可されたと、貸手が不注意で伝えてしまった行為。
- ・デベロッパーに融資した貸手が、欠陥住宅の建築や販売を防止できなかったことで過失責任を負わされた行為。

⑤ 不法介入

- ・銀行の気に入らない元取締役の復職に反対し、借手会社の取締役会を借手の息のかかった者でかためようとした行為。
- ・貸手は借手の社長の給料の半減や会計士の首のすげかえを要求し、借手からすべてを根こそぎするような計画を準備していたという行為。
- ・借手が第三者との間で購入資産に担保を設定しないという合意があるのを知っていながら、融資条件としてこれに担保を設定させてしまい、借手の契約違反をさそった行為。

(2) 契約違反

契約違反とは、口頭のまたは書面による融資契約に違反したとして、責任を問われるものである。

- ・融資の約束（コミットメント）をしていながら、担保不動産の権利の瑕疵（かし：欠陥の意味）を理由に融資を取りやめた行為。
- ・抵当権設定が予定されている不動産の権利に瑕疵が見つかり、融資を実行しなかった行為。借手は履行前契約違反を訴えた。

(3) 信認義務違反

信認義務関係とは、代理人と本人、医者と患者、弁護士と依頼人、受託者と受益者、取締役と会社などの関係に適用される規範であって、その信認を受けた者に高度な注意義務や忠実義務を認める関係である。次のような貸手の行為にその適用が問題になった。

- ・融資の約束・合意をしていながら、途中で新しい契約条件を課すなどして融

資態度を変更した行為。

- ・借手はいつもアドバイスをしてくれている銀行に深い信頼をもっており、それに従い金を貸したが、その貸付先は銀行の顧客でありその金は銀行への返済に回された。この情報は開示されていなかった。

(4) 誠実義務違反

誠実義務とは、統一商事法典 (Uniform Commercial Code), コモンローの契約法および不法行為法から発生する原則であって、すべての契約の履行と強制において、誠実かつ公正にふるまうべき黙示の合意があるとみなしたものである。次のような貸手の行為でその適用が争われた。

- ・十分な担保をとっていながら、予告なしに限度貸付契約を解約し、新たな融資を認めなかった行為。
- ・利息の支払いが少し遅れただけで、ローン全額の返済を迫った行為。利息の支払いを期日に履行しないと期限の利益を失うとの約定があった。

以上が、コモン・ローの適用が問題になったケースである。

次に制定法による貸手責任についてみてみよう。

これは次のような法律 (成文法) によって、貸手に法的責任 (損害賠償) が求められることである。この法律には、(1) 包括的環境対処・補償・責任法 (CERCLA: 通称スーパー・ファンド法), (2) 組織暴力団対策法 (RICO), (3) 連邦証券法, 税法, 労働法, 銀行持株会社法, 州の利息制限法などがある。

(1) 包括的環境対処・補償・責任法

この法律は、環境汚染対策として、その浄化費用を発生者に強制的に負担させようとするものである。

- ・融資の担保として取得した土地から環境有害物質が見つかり、融資者がその有害物質の処分の意思決定に影響を及ぼすことができた場合に、汚染物質の除去費用の負担を求められることになったこと。

(2) 組織暴力団対策法

この法律は、マフィアなどの違法経済行為を排除するためのものである。

- ・ローンを保護するために不正な行為をしたとか、信用供与を詐欺的に拒否したとか、詐欺的な金利をつけたり、高額なサービス料金をとったとか、プラ

イムレートの表示に虚偽があったなどの行為。

(3) 連邦証券法、税法、労働法、銀行持株会社法、州の利息制限法

借手がこれらの法律に違反する行為をしてしまって、貸手が責任を問われるケースである。

・借手の証券法違反に対して、それを教唆・ほう助していたり、借手を管理下におき支配していた貸手の行為。

以上、簡単にはあるが、アメリカのレンダー・ライアビリティの概要をながめてきた。これからなにを学ぶことができるのか、わたしの金融の公共性論に立って検討してみよう。次の五つについてその意義を考えてみたい。

第1にまず驚かされることは、貸手の問題行為の行き過ぎや、常軌を逸したその行為内容である。訴訟になるのももっともなことである、というのが卒直な感想である。しかも貸手の問題行為は、融資の予約から始まり、貸付け、そして回収にいたるまで広範囲におよんでいる。

法律関係者のなかには、このアメリカのレンダー・ライアビリティが、特別の新しい法理論を生み出すにはいたらなかったと評価する論者もいる。⁷⁾

しかし、わたしが率直に感じるところでは、コモン・ローで十分で、特別の法理論はいらないのではないかと思われた。それほどに貸手の行為が行き過ぎたものであり、横暴であったからである。このような行為は通常の商取引や経済行為であっても、社会的・道義的に許されないものであるだろうし、当然に法的にも問題になる性格のものである。

このようなことが、銀行などの金融機関（貸手）と金融消費者（借手）との間で横行するには、それなりの構造的な背景がある。それは、貸手と借手の関係において、貸手の立場が強くなり過ぎ不均等な関係が形成されると、これが横暴や行き過ぎ、逸脱行為を招いてしまうからである。

社会的金融分業のもとで、銀行などの金融機関に集積・集中された資金、情報、技能、経験、知識、ノウハウなどは、社会の共同利用資源であって、わたしがいうところの共同利用という行為側面からみての、公共財である。それは、多数の利用者が提供した資金や取引機会によって、形成され、蓄積され、育まれてきたものだからである。

しかし、これらの共同利用資源が銀行や金融機関に集中されると、これらはこれらの組織の私的専有物として扱われるようになり、その優越性は利益の個別源泉になってしまい、容易にこれらの組織の特権性、強権性に転化しやすい。この優越性は、たえず濫用される危険性と隣り合わせなのである。一般に共同利用という公共性は、多数の社会的資源を集中して成りたっているので、この集中力が、容易に特権性や強権性をもつことになりやすく、共同利益という意味での公共性の反対物に転化しやすい。公共性研究においてよくいわれる公共性疎外現象である。とりわけ貨幣という一般的社会資源を集中させて成りたっている金融業において、この公共性疎外は発生しやすいので、これを「金融疎外」とよぶこともできる。このような特権や強権の濫用を防止するような金融制御のはたらきがあってこそ、この共同利用資源が生み出す利益の社会的還元が可能になるのである。

第2に、このアメリカのレンダー・ライアビリティが、金融の公共性にとってたいへんに重要な意義をもつ金融行為の制御理論をあらたに産み出したことである。

レンダー・ライアビリティおよびそれを推進した法律関係者が注目したのは、金融機関と金融消費者という貸手と借手の実際の取引関係が、実際には対等なものではないという現実である。

前に述べたように、貸手側には資金、情報、経験、専門知識や技能、ノウハウなどが集積・集中されており、貸手は、借手側と比べればはるかに優位な状況にある。借手側もそのことを知っていて、そのことに絶大な信頼をよせ、日常的に専門的なことを相談をする関係にあり、しかも、そのような取引相手がほかにいない場合には、ますます借手側は無防備な状況におかれる。

このような状況にあるとき、もし貸手はその専門知識や情報の優越性を悪用し、借手の信頼を裏切ってその無力さや無知につけこめば、借手から搾り取るような儲け方がいとも簡単にできる。しかし、それは正当な儲け方ではないし、社会正義からみて許されるものではない。

レンダー・ライアビリティの法律関係者は、コモン・ローをさまざまに拡大適用して、この両者の関係を修正する法的ルールを確立しようとした。

それは、このような貸手と借手の関係を、対等で独立した当事者間の関係（arm's length transaction）とみなさないで、貸手の行為を適正に制御できる取引関係の法的ルールを、特別な条件のもとで例外的に適用するという手法である。

誠実義務（duty of good faith）関係を適用して、貸手の横暴をいましめようとしたケースがあった。これは、すべての契約の履行と強制において、誠実かつ公正にふるまうべき黙示の合意があるというコモン・ローを適用して、貸手の行為を制御しようとしたものである。コモン・ローは、誠実義務違反になる行為類型を具体的に列挙していないが、その例としては、故意による不完全な履行、怠慢、契約条件を一方が決めることができる場合にその権利の濫用、履行の協力拒否や妨害などであるという。⁸⁾

信認義務（fiduciary duty）関係を適用しようとしたケースもあった。信認義務関係とは、前に述べたように、代理人と本人、医者と患者、弁護士と依頼人、受託者と受益者、取締役と会社などの関係に適用される法的規範であって、その信認を受けた者に高度な注意義務や忠実義務を認める関係である。

貸手と借手とのあいだには通常はこのような信認義務関係はないが、特別の事情（special circumstances）がある場合にこの関係を認定したのである。この特別の事情の具体的な基準について判例はまだ定まっていないが、共通していることは、①借手が貸手に特別の信頼関係をおいていた、②借手が貸手から助言を得ており、借手がそれに依存していた、③貸手が借手に優越的立場、影響力、および支配力を得ていたこと、この三つが満たされたときであるという。この信認関係が発生していると認められると、金融機関には、①守秘義務、②情報開示義務（情報提供・説明義務）、③借手の最大利益のために行動する義務（忠実義務、注意義務）が発生するのである。⁹⁾

また特別の信認義務関係がなくても、次の三つの場合には、貸手は借手に対して情報開示義務をもつという考え（優越的情報の理論）を適用したケースがある。それは、①貸手が部分的あるいはあいまいな表明を行った場合、②貸手と借手が相互に信認関係または守秘関係にある場合、③貸手が、借手の容易に知りえない優越した情報をもっており、かつ借手が誤った情報にもとづいて行

動していることを知っている場合、貸手は借手に情報開示（情報提供・説明）すべき義務があるというものである。

柏木昇氏は、次のようにこの理論を紹介する。「明らかにニューヨーク州法は、むかし『買主よ注意せよ』の法諺があてはまった領域に、優越的情報理論を適用する傾向にある。『取引一方の当事者が他方が教えてくれることを期待する事項について間違った事実を信じている場合に、他方の当事者がそれを知りつつ黙って契約を締結することはもはや許されない』。ニューヨーク州も他の州にならって、相手の無知に乗ずることは許さない」¹⁰⁾

これは、優越情報をもつ専門家たる貸手に、取引についての説明責任を行使させようとの趣旨である。借手が質問しないことをいいことに、借手が損失をかかえることになることを知っていながら、黙認したり、それに乗じて一儲けを企んだりするような行為はやめさせようとしたのである。この説明責任を怠れば、詐欺あるいは不実表示などの、コモン・ロー上の不法行為責任を貸手は問われる。

さらに金融機関の公共的性格に着目しここから、金融機関は顧客や一般大衆に対して、伝統的に医師、弁護士、公認会計士などに適用されてきたものと同様の、特別の高度な注意義務を負うという考えを導きだし、それを適用したケースもある。これも信認義務関係のような特別な事情がなくても、貸手に一般的に適用することができる理論である。

楠本くに代氏は、この考えを表明した判決を評価して、その概要を次のように紹介する。「不法行為法上の義務を認めるかどうかはビジネスの性格による。法はこの義務は医師、弁護士、建築家、公認会計士、その他特別の技能を有するプロフェッショナルと顧客の間に生ずるとしている。さらに、契約関係はないが、銀行のローンの申込者に対して銀行にこの義務が生ずることを認めた先例もある。この義務を認めるにあたり、先例は銀行の公共的な性格・公共の利益との密接なかかわりに言及して次のように述べている。『銀行は公衆が預ける資金を使って業務を行っている。公衆の資金があるからこそ存在しうる。公衆は銀行に資金を預ける場合、一方的に銀行に依存している。さらに融資の提供に関していえば、コミュニティでは銀行が独占的な地位を占めている。こうした銀行の

あり方に鑑み、立法府も銀行の責務を一定の限度で規定しているのである。』¹¹⁾

以上のように、レンダー・ライアビリティの法律関係者は、金融機関に専門家としての責任と義務を発揮させるため、専門性に裏づけられた高度な職務使命と高潔な職務倫理を、法的ルールとして金融機関に課してみようとしたのである。

社会的金融分業の利益や金融共同利用資源の成果が社会に公平・効率的に還元されるためには、その高度な専門性が権力的な濫用にならない防止策とともに、それらが積極的に活かされる社会的工夫が必要になる。レンダー・ライアビリティは、このための法理論、金融行為制御の法理論を開発しようとしたのである。

もっとも、前に紹介したように、レンダー・ライアビリティは貸手と借手の関係を律する確固としたゆるぎない法理論を確立するまでにはいかなかったとの指摘があった。伝統的なコモン・ローの拡大適用にはどうしても無理もあり、あいまいな判断基準を残したことは否めないからである。しかしわたしは次にみるように、金融制御として十分な役割を果たしたものと考ええる。

第3に、貸手の問題行為を事前に制御するうえで、レンダー・ライアビリティが果たした役割は大きかったことである。

法律関係者のなかには、レンダー・ライアビリティが沈静化したことをもって、一時的な熱病のようなものとの消極的評価もあるが、わたしの思うところは、そうではない。貸手の行為制御としての十分な役割を果たしたと考えている。

楠本くに代氏は、アメリカのレンダー・ライアビリティ訴訟がそののち沈静化した原因について、三つの説があることを紹介している。一つは、共和党の知事が多数を占めたことによる保守化、二つめは、金融機関が積極的に調停・仲裁組織を活用するようになったこと、三つめは、貸手、借手ともに洗練化されてきており貸手が無謀な行為を慎むようになったこと、である。¹²⁾

柏木昇氏も、この原因として三つのことをあげている。一つは、泡沫的訴訟に対する反省の機運が生まれたこと、二つめは、金融機関が代替的紛争解決手段を積極的に採用するようになったこと、三つめは、金融機関がレンダー・ライアビリティから教訓を得て業務改善に乗り出したこと、である。¹³⁾

わたしは、これらの意見のいずれも後の二つで紹介されたものに、注目するものである。なぜならこれらは、レンダー・ライアビリティの抑止・抑制効果

に着目したものである。このような抑止・抑制効果がどのように具体的に働いたのかを、くわしく次のような事例でみてみたい。

アメリカの弁護士や柏木昇氏などがそれぞれ、銀行のリスク管理の立場から、銀行の金融法務対策として貸手責任に対処するための実務・行動指針を提案している。¹⁴⁾

これらの詳細な実務・行動指針をまとめてみると、次の四つの行為制御方針に分類できるとわたしは考える。(1) 契約事務の適正化, (2) 契約行為の適正化, (3) 権限の濫用抑制, (4) 不当介入の抑制, この四つである。この分類にもとづいて、これらの実務・行動指針をまとめてみれば次のようになる(図表2参照)。

(1) 契約事務の適正化

- ・明確な文書の作成は重要。融資担当者は口頭での約束はすべきでない。
- ・融資に関する借手の行動を記録した与信管理ファイルを整理しておくべきである。

(2) 契約行為の適正化

- ・銀行は融資手続きを遵守し、借手が誤解するような約束や行動はするべきでない。
- ・銀行担当者の裁量権の限界を相手方に明示すること。
- ・借手との個人的利害関係や私情をもってはならない。
- ・借手と感情に対立している融資担当者は交代させる。
- ・貸手の権利の行使の前に、それまでの借手との関係と借手の財務状況と担保の状態を見直すこと。

(3) 権限の濫用抑制

- ・不意打ち的な交渉や行動は避けるべきである。
- ・借手を脅迫するべきでない。
- ・借手に不利な決定や問題は、借手が対策を講じることができるよう十分な時間的余裕をもって、事前に通知しなければならない。
- ・融資契約条項が貸手に一方的に有利であればあるほど、貸手にとって危険であること。
- ・借手の財務状況悪化を知ってから強制執行するまでの行動に気をつける。

図表2 金融リスク管理の立場からの貸手の行為制御の一例

貸手の行為制御	具体的な行動指針
契約事務の適正化	<p>明確な文書の作成は重要である。融資担当者は口頭での約束はすべきでない。</p> <p>融資に関する借手の行動を記録した与信管理ファイルを整えておくべきである。</p>
契約行為の適正化	<p>銀行は融資手続きを遵守し、借手が誤解するような約束や行動はすべきでない。</p> <p>融資担当者の裁量権の限界を相手方に明示すること。</p> <p>借手と個人的利害関係や私情をもってはならない。</p> <p>借手と感情的に対立している融資担当者は交代させるべき。</p> <p>貸手の権利の行使の前に、それまでの借手との関係、借手の財務状況と担保の状態を見直すこと。</p>
権限の濫用抑制	<p>不意打ち的な交渉や行動は避けるべきである。</p> <p>借手を脅迫すべきでない。</p> <p>借手に不利や決定や問題は、借手が対策を講じることができるよう、十分な時間的余裕をもって、事前に通知しなければならない。</p> <p>融資契約条項が貸手に一方的に有利であればあるほど、貸手にとって危険であること。</p> <p>借手の財務状況悪化を知ってから強制執行するまでの行動に気をつけること。</p>
不当介入の抑制	<p>借手の日常の営業活動に深く関与すべきでない。</p> <p>借手の取締役会を不当にコントロールすることは慎むべき。借手の会社に役員を派遣することは控えるべきである。</p> <p>借手の経営陣の交代に意見を差しはさむことは慎重であるべき。</p>

注）ナンシー・ヤング他 [1991] 『NBL』 No.640, pp.50～51, 柏木昇 [1998] 『NBL』 No.640, pp.66に記載された行動指針を四つに分類して作成した。バーグ他 [1993] も参考にした。

(4) 不当介入の抑制

- ・借手の日常の営業活動に深く関与すべきでない。
- ・借手の取締役会を不当にコントロールすることは慎むべき。借手の会社に役員を派遣することは控えるべきである。
- ・借手の経営陣の交代に意見を差しはさむことは慎重であるべき。

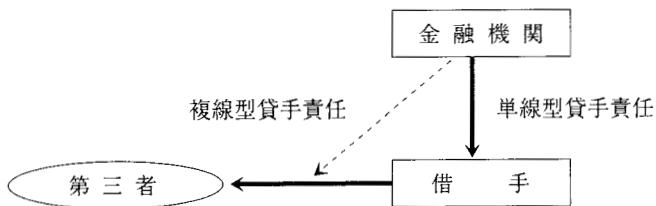
以上、このようなこまやかな行動指針をみてみると、レンダー・ライアビリティ訴訟が事前の行為制御としての役割を十分に果たしたであろうことを、確信できる。

第4に、貸手の行為が関係する社会的範囲が広いので、それだけ社会におよぼす影響力が大きくなり、これとともに貸手責任も複雑でより込み入ったものになることである。それは貸手のかかわる責任範囲が、貸手と借手との間の閉ざされた関係だけでなく、それが第三者との関係にまで拡大するケースが多いからである。

法律関係者の多くは、上で述べたように貸手責任をコモン・ロー型と制定法型というように二つに分類する。これは貸手に責任を求める法理論の違いを基準にした分類としては正当である。しかし、これに加えて、行為責任の関係範囲基準から貸手責任を分類する必要がある。それを、「単線型貸手責任」と「複線型貸手責任」という名称で区分してみることにしよう。

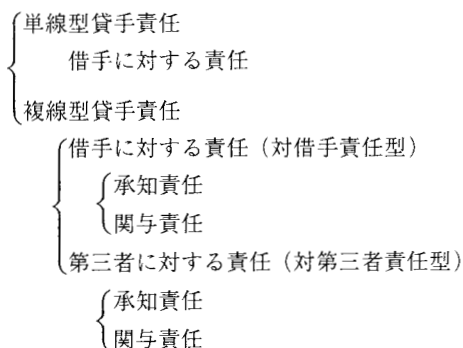
単線型貸手責任とは、貸手の問題行為が、貸手と借手という二者の取引関係の範囲にとどまる性格のものである。これに対して、複線型貸手責任とは、貸手の問題行為が貸手と借手の取引関係におさまらず、第三者をまきこんで広がるものである。これを図で表したものが、図表3である（図表3参照）。

図表3 貸手の責任範囲様式



注) ← は貨幣の流れ, ←- は使いみちを知っていたり,

図表4 貸手責任の範囲による分類



このような分類や区別がなぜ必要かという点、複線型貸手責任のケースでは、行為責任の範囲が広がるので、それだけ責任の領域や責任区分が複雑になるからである。貸手のかかわりが直接的でない分、問題のある貸手の行為が広がりやすいが、他方で、責任の範囲を決めることがいっそう困難になるのである。

複線型貸手責任は、さらに、借手に対する責任が問われるものと、第三者に対する責任が問題になるものというように、二つに区分できる。これを「対借手責任型」と「対第三者責任型」とよぶことにしよう。これを表したものが図表4である（図表4参照）。

複線型における対借手責任型とは、貸手の貸付資金を借手が使って損失をこうむったが、そのような損失をもたらす使いみちを貸手が知っていたり（承知責任）、そのような使い方を積極的に勧誘して貸付けたり、あるいは第三者と系列や資本関係などがあって、その使用方法を推奨するなどして（関与責任）、借手に損失をあたえた場合の貸手の責任のことである。

この対借手責任型の典型的なケースは、後で述べるように、日本でのいわゆる提案型融資がひきおこした貸手責任訴訟である。変額保険や原野商法などのように、金融機関がこの図で第三者に位置する保険会社や不動産会社といっしょになって、投資方法（資金の使いみち）を企画・提案して、その資金を金融機関が貸付けるというケースである。このような状況では責任関係がたいへんに複雑になり、訴訟的解決を困難にする。金融機関と、第三者に位置する企業

がその金融機関の子会社や資本系列関係にあるというケースは、多様な業種をグループに組みこんだ金融コングロマリット化（金融複合企業集団化）の進展とともに増大していく。¹⁵⁾

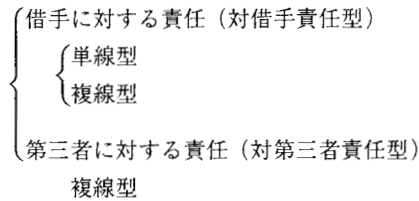
複線型における対第三者責任型は、貸手の貸付資金を借手が使って第三者に損失をあたえたが、そのように第三者に損失をもたらず使いみちを貸手が知っていたり（承知責任）、そのような使い方を積極的に指導できる関係にあったり、あるいは借手と強いなんらかの関係（系列や資本関係）があつて、その使用を推奨するなどして（関与責任）、第三者に損失をあたえた場合の貸手の責任のことである。

この典型的なケースは、アメリカの制定法型のものに多くみられる。例えば、融資の担保として取得した土地から環境有害物質が見つかり、融資者がその有害物質の処分の意思決定に影響を及ぼすことができた場合に汚染物質の除去費用を求められることになったこと、あるいは借手の証券法違反にかんしてそれを教唆・ほう助していたり借手を管理下におき支配していたので、貸手責任が問われたケースなどである。融資者がどの程度で借手とかかわったときに責任を問われるのか、このようなむずかしい判定にアメリカ環境庁の判断も揺れ動いたという。これは、貸手である金融機関が、支配していたり資本系列関係にある企業の違法行為にどこまで責任をもつのか、という複雑な問題を提起しているのである。これも金融コングロマリット化の進行とともにより複雑性を増していく。¹⁶⁾

第5に、以上の検討ですでにその内容にふれてしまったが、単線型、複線型をふくめて貸手責任全体を、「対借手責任型」と「対第三者責任型」というように、責任の相手先の違いで区分することも可能である。これを表にしたものが図表5である（図表5参照）。

なぜなら、貸手にとって、借手に対する責任関係と第三者に対する責任関係では、その責任管理とリスク管理のあり様が異なるからである。借手に対する責任関係は、単線型であれ複線型であれ、貸手の貸付け行為が直接に借手に損失をおよぼすという意味で直接的である。貸手は借手との直接の取引行為に気をくばっているだけでよい。これに対して、第三者に対する責任関係では、貸

図表5 貸手責任の相手先による分類



手の貸付け資金を借手が使用することによって第三者や社会に対して損失をおよぼしてしまい、貸手はその責任を問われるので、その関わりは間接的である。貸手は、借手が貸し付け資金を適正に使用して第三者や社会に対して損失をもたらさないかどうかまで、注意をはらう必要性が生じる。

金融機関に集積・集中された社会的資源が、社会に不利益をもたらすことがないようにするため、また犯罪、環境汚染などの反社会的行為に利用されないようにするため、金融機関の責任管理やリスク管理の幅が広がっていくのである。¹⁷⁾

以上の検討をふまえ本章のしめくくりには、わたしの金融の公共性論の立場からアメリカのレンダー・ライアビリティを定義してみれば、次のようにいうことができる。

「銀行などの金融機関に集積・集中された資金、情報、技能、知識などの共同利用資源が、権力的に濫用されて行き過ぎにならないよう、あるいはそれらが社会に損失を与えないよう、既存の法を発展させてその防止と抑制の新しい金融行為規範をつくりだそうとした社会的作用である。この共同利用資源の社会的な活用方法やその内容の検討が積極的によびかけられたわけではないが、その行為の規範的枠組みがはじめて提起された。」

Ⅲ 日本における貸手責任論

日本においても1990年代頃から、おもに銀行に対して損害賠償を求める貸手責任訴訟が頻発するようになった。それはバブル経済期の金余りを背景に、銀

行がなり振りかまわぬ攻勢的な融資合戦に明け暮れたからである。バブル経済の破たんとともに、その矛盾がいつせいに吹き出した。さらに、1998年の外国為替法の改定を先駆けとした日本版金融ビッグバンの本格実施とともに、多様な金融機関と金融消費者とのトラブルは激増の一途をたどるようになっていく。¹⁸⁾

このような社会的背景があつて、日本弁護士連合会は、1996年に、毎年開催されている人権擁護大会のシンポジウムの課題として、初めて「銀行と消費者」をテーマとしてとりあげた。この第39回人権擁護大会で、「銀行と消費者—融資者責任の確立を求めて」と題するシンポジウムが行われ、「銀行取引における消費者の権利確立を求める決議」が採択された。そしてこのシンポの基調報告をもとにそのエッセンスをまとめた報告書が出版された。これが『銀行の融資者責任—消費者被害の実態と救済』である（以下、日弁連報告書とよぶ）。この報告書は、全国的規模で関係者の知恵を集め、金融消費者被害の実態とその救済方法について、総合的・専門的に解明した画期的なものである。¹⁹⁾

日本弁護士連合会が精力的に調査、研究したこの報告書にもとづけば、日本型レンダー・ライアビリティの特徴は、次の八点に要約することができる。

第1に、事業者や企業が多いアメリカと比べて、日本の金融被害者には、個人や高齢者、零細業者が多く、自宅を担保として多額の借金を背負わされてしまったり、住居という生活の根底を奪われたり、自殺をするなど、悲惨な結末を招いているケースが多いことである。日本では土地神話があり、土地さえあれば銀行は融資を行うので、節税対策などといわれて自宅を担保にして多額の融資を受けてしまうからである。

第2に、提案融資型にともなうものが圧倒的に多いことである。提案融資型とは、原野商法、不動産共同投資、変額保険、株式投資、絵画・ゴルフ会員権投資などのように、銀行がその融資資金の投資方法を企画、指南して、節税対策とかすぐに元が取れると勧誘して先導する貸付方法である。原野商法では開発業者と組んで、安価な土地がそのうち値上がるとのふれこみで提携してローンを提供し、変額保険では保険会社と組んで、節税対策にもなるという理由で一括して多額の融資をして保険料を払わさせ、株式や絵画などはその購入を勧めてその資金を融通するなど、いずれも銀行が先導して融資をすすめたもので

ある。ところがバブルの崩壊は、土地・株の価格を引き下げ、運用実績の悪化を招き、結局のところ運用益は消え去って大きな借金だけが残ってしまったのである。

第3に、個人や高齢者、零細業者などの被害者が多いということは、銀行との間に情報や知識の格差が大きい顧客層が狙われたということである。専門的な知識や経験のない顧客が、銀行のいいように金もうけの対象にされた。

第4に、銀行と借手のあいだに信頼関係があったことである。借手は、銀行のいうことを信頼して、言われるがままに契約に応じているのである。すべてのお膳立てを銀行がして、あとは署名をするだけという取引が多い。借手がその取引内容の実際を理解していたとはとうてい言えない。よく分からなくても長年の取引相手であり、専門家である銀行が面倒をみてくれることなので、間違いはないだろうとの認識があった。

第5に、不法行為責任を求めるものが多いことである。これは銀行の貸付行為やその関連行為になんらかの違法性があったり、社会常識からみて不条理な行為があったことを示している。

第6に、銀行の貸付行為に対して成文化された法令規制がないことが、銀行優位の横暴を許す温床になっていることである。証券取引法、貸金業法、保険業法などのように、具体的に貸手の行為を取り締まる法律が、銀行には存在しないのである。

第7に、銀行に圧倒的に有利である契約事務方式が、これに輪をかけ、借手をますます不利な状況に追い込んでいったことである。銀行と借手との間では、約定書は差し入れ方式になっており、約定書が借手の手元には残らないので、それを確認しようがなく、相手のいうことを信じるしかないのである。しかもその約定書には、銀行優位の免責特権や契約変更権限などが記載されていることが多い。

第8に、裁判所が借手や金融消費者に厳しいという現実があり、借手側（消費者側）の勝訴が少ないことである。前述した借手に不利な状況や貸手の優位的状況についての日本の裁判官の認識は、アメリカと比べてたいへんに遅れている。

日本の貸手責任訴訟において、どのような貸手の行為が問題になったのか、

これを見てもよい。日本弁護士連合会は、被害態様の違いから、次のように分類する。²⁰⁾

- (a) 取引自体についての顧客に対する責任
 - (ア) 融資拒絶
 - (イ) 過剰融資
 - (ウ) リスク取引（インパクトローン、デリバティブ）
- (b) 融資金の用途に関する顧客に対する責任
 - (エ) 原野商法
 - (オ) 変額保険
 - (カ) 不動産共同投資
 - (キ) その他（証券、ゴルフ会員権、商品先物等の勧誘）
- (c) 顧客に対するその他の責任
 - (ク) 第三者につき紹介、情報提供
 - (ケ) 日常取引（金利、手数料、カード紛失など）

板東俊矢氏が、①銀行もふくめて広義の金融機関が当事者であること、②融資契約やその付随業務にかんして争われたものであること、③判例集に公刊されている裁判例であること、という条件で、「日本のレンダー・ライアビリティ関連判例」として選んだ判例の分類項目が次のものである。²¹⁾

- (1) 融資予約の不履行
- (2) 消費者信用契約
 - (a) 加盟店の不法・不当な販売行為
 - (b) ローン提携販売
 - (c) クレジットカード不正使用責任
 - (d) 訴えの提起を不法行為と認定
- (3) 不動産売買への提携ローン
- (4) 金融機関の説明責任
 - (a) 普通預金の借越による定期預金
 - (b) インパクトローン
 - (c) 先物為替予約

- (d) 変額保険
- (e) パラジウム先物取引
- (5) 金融機関の情報提供責任
- (6) 過剰与信

上記のいずれの分類にも、トラブルをひきおこした金融取引の種類と貸手の問題行為が混在しており、これに責任範囲様式の分類も加わったため、複雑で分かりにくいものになっている。これを、大きく貸手の問題行為で分類し、さらに責任範囲様式で整理して、分かりやすくまとめてみることにした。

貸手の問題行為を大きく分類してみると、融資予約不履行、過剰融資、リスク説明義務違反、不実情報の提供（故意・過失）、違法行為関与、カードや手数料などにかかわるその他行為、この六つに分けることができるとわたしは考える。これを一覧表にしたのが図表6である。なお図表では「その他行為」を省いた（図表6参照）。²¹⁾

融資予約不履行とは、銀行が、融資証明書を交付していながら、融資を拒絶したことである。ここに取りあげたケースでは、裁判所は債務不履行ではなく銀行の不法行為責任を認定した。これは責任範囲様式でみれば、単線型である。

過剰融資とは、借手の返済能力を考慮することなく、むやみに融資をしたことである。例えば信販会社が、多重債務におちいつていた主婦に対し融資をした行為である。このケースでは、裁判所は、信販会社の返済能力調査に問題があるとして、貸金業規制法・割賦販売法の過剰与信禁止規定を準用して、その請求額を減額した。これも責任範囲様式の単線型である。

リスク説明義務違反とは、金融取引にさいしてその取引がかかえているリスク（損失の可能性）をあらかじめ借手が理解できるように説明していなかったことである。

これには、単線型と複線型のケースがある。単線型のケースは、銀行が、外国為替の知識がない者に、為替リスクの説明をしないで、インパクト・ローン（使途が自由である外貨建の貸付）での借入れをさせた行為である。裁判所は、借手がこうむった為替差損について銀行の債務不履行責任を認定した。

複線型のケースは、変額保険がその典型的な例である。ここで取りあげたケー

図表6 日本における主な貸手責任訴訟の分類

貸手の問題 行為様式	責任範 囲様式	具体的な貸手行為の一例
融資予約不履行	単線型	銀行が、融資証明書を交付しながら、融資を拒絶した行為。
過剰融資	単線型	信販会社が、多重債務におちいつていた主婦に対し融資をした行為。
リスク説明義務 違反	単線型	銀行が、外国為替の知識がない者に、為替リスクの説明をしないで、外貨建であるインパクトローンの借入れをさせた行為。
	複線型	銀行と保険会社が、従業員の退職金積立て運用目的の顧客に対し、銀行の融資で一括して保険料を支払う変額保険に加入させた行為。のち元本割れ損失。
不実情報の提供 (故意・過失)	複線型	銀行が、倒産の恐れが高い建設業者を取引先の顧客に紹介し建築請負契約を結ばせ、顧客が振り込んだ代金を建設業者への銀行貸付金の返済にあてさせた行為。
	複線型	銀行が、自分の破産債権の回収のため、破産会社の元従業員の起こした不動産会社が不当な高値で売り出した土地に、そのことを知りながら提携ローンを提供した行為。
違法行為関与	複線型	信販会社が、マルチまがい取引を行っていた販売業者に対し、その事実を知りながら加盟店契約を継続した行為。
	複線型	銀行が、パラジウム先物取引業者のあっせんを受け、経験のない顧客を執拗に勧誘して結ばせた先物取引に、その投資が目的の融資をした行為。

注) 日本弁護士連合会 [1997] 『銀行の融資者責任』、長尾治助編著 [1996] 『レンダー・ライアビリティ：金融業者の法的責任』を基に作成。貸手行為の一例については、分かりやすく表現しようと試みたので、法律的な厳密さに欠けるところもある。

スは、銀行と保険会社が、従業員の退職金積立てという安定的運用を目的としている顧客に対し、銀行の融資で一括して保険料を支払う変額保険に加入させた行為である。そのうち変額保険は元本割れ損失をまねき、多額の借金だけが残ってしまった。裁判所は、顧客がリスクのある金融商品について素人であるので、保険会社には程度の高い説明義務があり、また銀行にも顧客の誤解を解く消極的説明義務があるとして、両者の共同不法行為を認定した。これは、変額保険で借手が勝訴した希なケースである。

ちなみに日弁連報告書は、複線型における銀行の関与責任を、さらに詳しく次のように分類している。²⁹⁾

(a) 経営・業務遂行関与型

(ア) 資本一体型

販売業者が銀行の100%子会社である場合など。

(イ) 資本非一体型

資本一体性は認められないが販売業者を事実上支配ないしコントロールしている場合や、事業・販売資金の提供や役員派遣をしている場合など。

(b) 販売関与型

(ア) 勧誘関与型

銀行員が保険会社の勧誘行為に同行するなどしてかかわっている場合。

(イ) 契約内容関与型

勧誘にはかかわっていないが、銀行と保険会社の間で融資額などの契約内容をすでに取り決めてある場合。

不実情報の提供とは、故意あるいは過失で虚偽の情報を表示あるいは提供して、顧客に損失を与えた行為である。次のように、いずれも複線型の二つのケースをここでは取りあげた。

一つのケースは、銀行が、倒産の恐れが高い建設業者を取引先の顧客に紹介して建築請負契約を結ばせ、顧客が着手金として振り込んだ代金を建設業者への銀行貸付金の返済にあてさせた行為である。裁判所は、銀行には顧客に対し指導者的注意義務があり、信義則にてらして不法行為であると認定した。

二つめは、いわゆる原野商法や不動産提携ローンとよばれているものに典型的にみられるケースである。銀行が、自分の破産債権を回収するため、破産した不動産会社の元従業員がおこした会社が不当な高値で売り出した土地に、そのことを知りながらその土地の購買者にローンを提供した行為である。裁判所は銀行には高度な注意義務があり、ずさんな担保評価には重大な過失もあるとして不法行為を認定した。

違法行為関与とは、借手がその資金の使用に関して違法行為にかかわってしまい、貸手が責任を問われるものである。次の二つのケースを取りあげた。

一つは、信販会社が、マルチまがい取引を行っていた販売業者に対し、その事実を知りながら加盟店契約を継続した行為である。裁判所は、信販会社のクレジット利用者への立替金払いの請求は、公序良俗違反で無効であるとした。

二つめは、銀行が、パラジウム先物取引業者のあっせんを受け、この業者が投資の経験のない顧客を執拗に勧誘して結ばせた先物取引に、その投資が目的の融資をした行為である。裁判所は、勧誘方法に問題がある先物取引は公序良俗違反で無効であるが、銀行が違法目的を知っていた証拠がないので、融資そのものは無効ではないと判断した。

以上、代表的なケースでの貸手の行為をみてきた。前にも断ったように、ここでとりあげた事例は実際にはもっと複雑なものであるが、貸手の行為を分かりやすくするためにここでも簡略化した。アメリカのレンダー・ライアビリティにおける貸手の行為と同じように、日本においても、貸手の横暴さや無神経な行為には驚かされる。

日本弁護士連合会は、金融消費者被害を生み出した最大の原因は、銀行と消費者との経済力や知識・情報量の格差が大きいことであり、これにより消費者が弱い立場におかれているからであるとして、消費者被害救済のために、次の三つを提案した。²⁴⁾

一つは、融資にあたって、銀行が専門家として十分な情報を提供し、契約内容の説明責任を果たすことである。そしてこのことを立法化すべきであること。

二つめは、銀行と消費者の契約事務の対等性を確保することである。

このために、①約定書が顧客の手元に残らない差し入れ方式をやめて、双方

所持方式とすること、②その内容も、銀行のみに免責特権や契約変更権を認めるようなことはやめて、対等・平等なものにすること、③またその内容も一般人が分かるような表現・内容にすること、などである。

三つめは、銀行の融資業務における行為規制の立法化をはかることである。証券取引法、貸金業法、割賦販売法、保険業法などで定められているところの、断定的判断の禁止、不実告知の禁止、詐欺・強迫による勧誘の禁止、過剰貸付の禁止、適合性の原則、さらに独占禁止法に規定されている地位や立場の濫用、不当行使の禁止などが、具体的に法案に盛り込まれるべきであるという。他の先進国で実施されているように、すべての金融機関に適用される統一消費者信用保護法が望ましいが、当面それが困難であるので、他の業態に適用されているものを銀行にも適用するよう銀行法の改正を提言しているのである。²⁵⁾

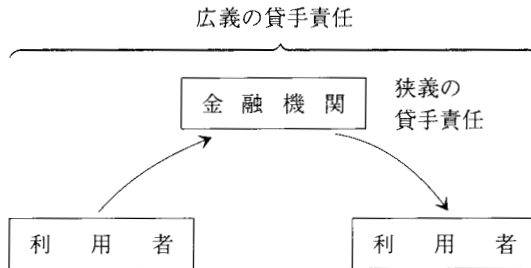
アメリカのレンダー・ライアビリティにおいては、保守化・沈静化したとはいえ、コモン・ローの伝統がある国なので判例法としてのそれなりの影響力はある。これに対して、日本では、これからの判例の積み重ねや立法化が提案されている段階にあり、その隔たりには大きなものがある。

市民運動の立場から楠本くに代氏は、アメリカとは異なる日本の貸手責任の特徴として次の三つを示している。第1に、アメリカでは個々の損害を回復する訴訟として進行しているが、日本では、行政や立法に変革を迫る市民運動と訴訟が一体化して進んでいること、第2に、アメリカでは融資をめぐる責任に焦点がしぼられているが、日本の場合は金融機関のすべての業務における責任としてとらえられていること、第3に、アメリカでは銀行と業者との間の紛争が主流であるが、日本では銀行と消費者の間の紛争が牽引力となっていること、である。²⁶⁾

IV 貸手責任論の拡大と社会的責任金融（SRF）

日本における貸手責任論のもう一つの特徴は、貸手責任を拡大する傾向にあることである。広義の貸手責任論をとなえる論者が日本には多い。貸手責任を、狭義の貸手責任と広義の貸手責任に分けることで、その適用範囲を拡大しよう

図表7 貸手責任論の拡大



注) 矢印は貨幣の貸借の流れ

とするのである（図表7を参照）。

例えば、小林秀之氏は貸手責任を次のように定義する。²⁷⁾

「貸手責任は、狭義では、金融機関が貸付けを不当に拒絶したり、借手を支配・コントロールした場合の責任を指す。広義では、貸付けや金融商品の販売に始まり、管理・回収に至るまでのすべての過程に生じる金融機関の責任を指す。」

前に紹介したように、市民運動の立場からも、そのような貸手責任の拡大論が提起されている。楠本くに代氏は、アメリカとは異なる日本の貸手責任の特徴を示して、貸手責任は、レンダー・ライアビリティの理念・生成のプロセスを考えると金融機関の融資行為のみに限定する必要はなく、金融機関のすべての行為を射程にいれて利用者・消費者に対する金融機関の責任と、広くとらえる必要があるし、そのように使用されてもいるという。²⁸⁾

貸手責任は、拡大していくし、拡大させていかなければならない。それは、国際的な規模で進行している金融の自由化と国際化、そしてとりわけ日本にかかわることでは日本版金融ビッグバンの進行である。

日本版金融ビッグバンは、フリーという理念で、金融商品の価格競争の自由化、金融商品開発競争の自由化、金融機関の参入競争の自由化などを推進してきた。このことが次のように貸手責任の拡大を促している。

第1に、金融商品開発競争と参入障壁の撤廃で、銀行が売り出す金融商品には、外貨預金などの外貨建金融商品や株やデリバティブを組みこんだ投資信託

などの、元本割れのリスクをかかえた多様なリスク金融商品があふれるようになったからである。ところがこのリスクの説明が十分でなく、金融消費者が思いもかけない損失に遭遇する事態が多発し、金融機関とのトラブルが増大したのである。金融機関の貸手の立場だけでなく、金融機関の借手としての立場での責任を求めることが必要になった。貸手責任の理念は、金融機関の借手としての立場にも拡大しなければ金融消費者は保護できない状況が生まれたのである。

ところが興味ある現象であるが、金融機関の借手責任の立場での行為制御の法規範が、その内容は不十分ではあっても、貸手責任よりも早く成立してしまったのである。

英国で1986年に始まった金融ビッグバンは、その施行と同時に、金融消費者を総合的に保護する金融サービス法を実施した。これは、金融機関にリスク説明義務を課し、適合性原則やリスク説明などの証明責任を金融機関に負担させ、不招請勧誘を禁止し、賠償を命じる権限をもった中立・公正な立場のPIA オンブズマンなどの裁判外紛争解決機構（ADR：Alternative Dispute Resolution）をそなえた、歴史的にも画期的なものであった。これにならって日本でも、日本版金融サービス法の部分的施行となる金融商品販売法が、実施に移された。しかしながら、ビッグバン施行後数年も遅れ、しかも証明責任は消費者に残され、中立・公正な第三者紛争解決機関の設立は金融機関の反対で見送られるという、重大な欠陥をかかえたものであった。²⁹⁾

第2に、金融機関の業界をこえた参入競争の自由化の結果、多くの種類の金融商品をつかう多様な金融機関が発生しており、現在もそれが続いているからである。事業会社を母体とした新しい銀行の参入、インターネットを使った専門銀行の発生、証券会社の登録制や証券仲介業務の参入解禁、さまざまな投資信託業務や信託業務への保険や事業会社の参入解禁などである。資金の流れが、銀行を通じてではなく、それ以外の多種・多様な金融機関によって仲介される時代をむかえるようになった。これまでの貸手責任論は、主に銀行を対象としたものであったが、これはもっと拡大していかなければならない。多様な資金仲介機能に対応して、拡大発展をとげなければならないのである。

業務範囲をフリーにして拡大したのなら、法規制範囲もそれに対応して、多

様な金融機関に対応できるよう包括的に一元化しなければならない。そうでないと法規制のすきまをぬって、怪しげな金融機関が暗躍するからである。イギリスの金融ビッグバンでは、規制監督機関の一元化とその法規制の包括的適応性を整えた。ところが日本では、それにはほど遠い状況にある。³⁰⁾

第3に、金融機関の参入競争が大規模な金融複合企業集団化（金融コングロマリット）を促してしまい、金融機関は、今では、少数の持ち株会社や事業会社を母体とし、多様な業種の金融機関を傘下につつまこんだ巨大グループへと変貌しているからである。これによって、貸手責任の適用領域は、はるかに広い範囲に拡大されることになった。多様な事業会社をコントロールし、支配する金融機関にとっては、傘下の多様な金融機関の金融行為に、母体行として責任をもたなければならない、という問題が発生したのである。³¹⁾

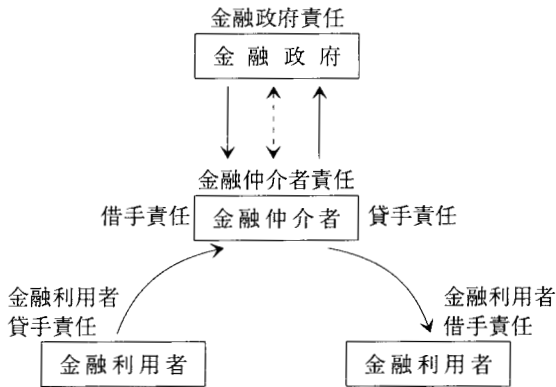
このように、貸手責任の応用範囲、適用領域は広がってゆき、今後は広義の貸手責任が主流になっていく。しかし、それとともに貸手責任という用語はますます不適切になる。

貸付行為にかかわる「金融仲介者貸手責任」と借手行為にかかわる「金融仲介者借手責任」とで構成された、「金融仲介者責任」という概念が求められるようになる。

さらに金融制御のはたらきには、貸手責任論のように貸手だけに義務が課せられるのではなく、金融利用者たる借手も積極的にかかわる必要がある。つまり金融仲介者だけでなく金融利用者も関与しなければならない。なぜなら、金融システムはシステムとして、金融行為要素の相互作用による集合体だからである。³²⁾

そしてシステムとしてみれば、金融仲介者や利用者だけの責任ではなく、もっと広く金融システムの多面的な行為要素がかかわるものとなる。金融システムを大まかに分ければ、金融政府行為要素と金融仲介者行為要素、金融利用者行為要素に分類することができる。貸手責任論の提起した金融責任概念は、このすべての行為要素にも拡大していくことになる。このようにして、金融システムにおけるものとして金融責任概念をみれば、社会的責任金融（SRF）という概念が必要となる。それぞれの社会的金融分業に対応した責任概念という特殊な内容を発展させながらである。（図表8参照）。

図表8 社会的責任金融（SRF）



注) 実線の矢印は貨幣の流れ
点線の矢印は規制・監督関係など

これらの検討は、これからのわたしの重要な研究課題であって、ここでは社会的責任金融論を展望しただけにとどめておきたい。

V おわりに

わたしの金融の公共性論の視点にたって、レンダー・ライアビリティから何を学ぶことができるのかについて、検討してきた。

アメリカの貸手責任訴訟そして日本における貸手責任訴訟について、それぞれその代表的なものを選び、この基本を理解できるようにするため思い切って簡略化し、そのあらましをみてきた。判例研究は複雑でこみ入っているのので、法律関係者のお叱りを覚悟で、分かりやすくしてみたのである。

いずれの国においても、訴訟にいたった貸手の行為には、目に余るものがあった。結局それは、貸手に資金、情報、経験、専門知識などが集中されてしまい、借手に対して優越的地位が形成されると、それが濫用されてしまうことがあるからである。これには国をこえた共通の普遍的性格がある。

アメリカにおいては、これらの貸手の行為に対して、裁判所が既存の法を拡大発展させ、あらたに金融行為の制御理論を考えだして対処した。この結果、訴訟そのものは沈静化したとはいえ、このことが金融機関のリスク管理意識を高め、行為指針をつくらせることになった。

ところが日本においては、深刻な金融消費者被害が噴出しておりながらも、裁判所の意識や対応はたいそう遅れており、日本弁護士連合会が、説明責任や情報開示義務、契約事務の改善、行為規制などの立法化を提案している状況にあった。このようにならべてみると、あらためてこの隔たりの大きさにがく然とする。

しかし、日本弁護士連合会の提案を、アメリカの金融リスク管理の立場からの提案と比べてみると、その類似性に気づかされる。貸手である金融機関のリスク管理の立場からも、借手である消費者の救済のためにも、貸手の行為制御という点では、これにも共通の普遍的性格がある。

金融機関と金融消費者が金融の強権性やリスクを知り、それをわきまえて対処できれば、金融機関が無用のトラブルや無駄な費用を負担することもなく、また消費者も安心してその専門的アドバイスを受けることができ、金融の社会的・専門的活力が増すのである。金融という共同利用資源を、知恵を出し合って制御・活用し、それを共同利益に転化するというのが、金融の公共性の求めるものである。

貸手責任論は、共同利用資源が私的に濫用されるのでなく、社会に還元されるべきことを提起したのであって、この理念は、他の金融行為要素にも拡大されていかなければならない。これは社会的責任金融論を展望することになるが、その検討は今後の課題に残されている。

注)

- 1) 企業に法令遵守や社会貢献、環境保護などを求める「企業の社会的責任（CSR）」は、早ければ2007年には国際規格になる。2004年6月に開かれた国際標準化機構（ISO）の国際会議で、CSRの指針を策定することが決まったからである。これを受け、CSRをとりまく動きも盛んになってきた。日経フォーラム：世界経営者会議もCSRをテーマにかかげたし、日経CSRシンポジウムも開催された。日本の

企業の多くがCSR報告書を出すようになってきている。大手銀行も、ようやくCSRに取り組みはじめた。この視点からの金融機関の格付けも始まっている。藤井良広 [2005]「大手行、CSRに本腰」、日本経済新聞社 [2004]「日経フォーラム：世界経営者会議特集」、[2004]「環境配慮型の融資じわり」、[2005]「金融庁が銀行格付け：9項目4段階で評価」、[2005]「日経CSRシンポジウム特集」、[2005]「生損保を4段階評価：金融庁・経営内容や不払い監視」。

- 2) わたしの金融の公共性論については、次の拙稿を参照。紀国正典 [2003]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（1）-外部性論からのアプローチ」、[2004]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（2）-「公共財」論の問題点-」。
- 3) ロングマン現代英語辞典では、ライアビリティとは、「あることに対する法的責任、とりわけ損害賠償責任のこと、あるいは損失や傷害などに対する法的責任のこと」である。liability : legal responsibility for something, especially for paying money that is owed, or for damage or injury. レスポンスビリティは、負担、責務、責め、責任感などの一般的な責任のことを示している。responsibility : 1. a duty to be in charge of or take care of something, 2. something you should do, 3. blame for something bad, 4. sense of responsibility.
- 4) 本稿は、参考文献にあげた法律関係者の研究成果に全面的に依拠して完成できたものである。すぐれた研究成果を残していただいた法律関係者に感謝する。原典に直接あたることなく、法律関係者の研究成果からいいとこ取りすることになってしまったことはお詫びする次第である。専門外のことであるのでご寛容をお願いしたい。
- 5) アメリカのレンダー・ライアビリティについては、アメリカの弁護士であるヤング氏とブッシュル氏、企業法務専門家である柏木昇氏、さらに金融消費者問題研究所の代表をつとめる楠本くに代氏の、次の研究成果にすべてを依拠した。なお詳しい判例の出所やその内容を逐一引用注記しない。本文でも断ったようにここで厳格な法律論争をする意図はないからである。詳しく知りたい向きは、これらの法律関係者のすぐれた研究文献に直接あたっていただきたい。ナンシー・ヤング、ヴィクター・C・ブッシュル（邦訳：柏木昇）[1991]「レンダー・ライアビリティ（融資者責任）とは何か（上）（下）：米国における金融リスク回避のために」、ナンシー・ヤング、ウィリアム・テニス（邦訳：柏木昇）[1991]「米国におけるレンダー・ライアビリティ法理のその後の発展」、柏木昇 [1997~1998]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆（1）~（8・完）」、楠本くに代 [1995]『金融機関の貸手責任と消費者保護：レンダー・ライアビリティ』、[1997]『金融機関のレンダー・ライアビリティ：金融ビッグバンと消費者保護』。
- 6) 不法行為の定義については、アメリカ銀行協会の用語辞典を参照した。American Bankers Association, *Banking Terminology*, p. 356.
- 7) 柏木昇氏は次のように評価する。「結局、統一的なレンダー・ライアビリティの理論が新しく生まれてくることはなかった。またレンダー・ライアビリティのために古典的な個々の法理論が変容を受けたことも、また、後述の銀行の信託義務を認

- めるための特別の事情の理論を除けば、新しい理論が生まれたことはなかった。」
- 柏木昇 [1997]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆 (1)」p.9.
- 8) ナンシー・ヤング, ヴィクター・C・ブッシュ (邦訳: 柏木昇) [1991]「レンダー・ライアビリティ (融資者責任) とは何か (下): 米国における金融リスク回避のために」p.45.
- 9) 柏木昇 [1998]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆 (5)」p.54, 楠本 [1997]『金融機関のレンダー・ライアビリティ: 金融ビッグバンと消費者保護』p.22.
- 10) 柏木昇 [1998]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆 (6)」p.49. これは Brass 事件についてニューヨーク控訴審がだした法理であるという。柏木昇氏は、日本の変額保険訴訟については、この優越的情報理論にもとづく情報開示義務違反が適用可能であることを示唆している。[1998]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆 (7)」pp.47~49.
- 11) 楠本くに代, 前掲書, pp.23~24. これは、メリーランド州控訴裁判所が1986年に出したジャックス判決であるという。
- 12) 楠本くに代, 前掲書, pp.24~29.
- 13) 柏木昇 [1997]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆 (1)」p.10.
- 14) ナンシー・ヤング, ヴィクター・C・ブッシュ (邦訳: 柏木昇) [1991]「レンダー・ライアビリティ (融資者責任) とは何か (下): 米国における金融リスク回避のために」pp.50~51, 柏木昇 [1998]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆 (8・完)」p.66, ウィリアム・M・パーク, ジョナサン・L・グリーンブラット, ジョン・L・オバー, 藤平克彦 [1993]「米国におけるレンダー・ライアビリティを避けるための実務的指針」を参考にした。
- 訴訟をさけるための貸手のマニュアルは多数出版されており、楠本くに代は、その一つであるレンダー・ライアビリティ・デスクブックについて、そこで示された、レンダー・ライアビリティ訴訟を回避するための指針を、次のように紹介している。「よいファイルを作成すること、すべてを書面化し口頭の約束を絶対しないこと、相手方にも弁護士がつくほうが望ましいこと、契約のときにはすべての当事者が一堂に会して署名すべきこと、なんらかの行動が必要な場合急であってはならないこと、自らの正当性を立証できるよう防御を固めておくこと、相手方をおどすような行動をとってはならないこと、自分の力の限界を知り一人でなんでも解決しようとしなないこと、顧客とのコミュニケーションにはこまやかに心をつかい、もし顧客の信用情報をたずねられたら、クレジット情報の交換に関する基本書のガイドラインに従うこと、借手または借手のビジネスをコントロールしないこと等々」。「貸手のマニュアルーレンダー・ライアビリティ・デスクブッカー」楠本くに代, 前掲書, pp.31~41.
- 15) OECD の研究文献をもとに、金融制御という視点からの金融コングロマリットの問題点を紹介・検討したものは、次の拙稿である。紀国正典 [2001]「金融コングロマリットーOECD の研究成果の検討ー」。

- 16) アメリカの環境庁の判断がゆれ動いたことについては、ナンシー・ヤング、ウィリアム・テニス（邦訳：柏木昇）[1991]「米国におけるレンダー・ライアビリティ法理のその後の発展」。なお、この動向についての詳細な分析は、山本浩美 [2000]「アメリカ環境法におけるレンダー・ライアビリティ」小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹・山本浩美 [2000]『金融サービス法と貸手責任』pp.159～203。
- 17) 楠本くに代氏は、前掲のレンダー・ライアビリティ・デスクブックにおける環境リスク管理の具体的行動指針の内容を紹介している。楠本くに代、前掲書 pp.37～38。日本の金融機関にも、環境配慮型の融資を始めたところもある。環境配慮している企業を格付けし、最大で0.6%の金利を優遇するという。日経新聞社 [2004]「環境配慮型の融資じわり」。
- 18) 金融ビッグバン以降、金融トラブルが多発していることについては、次の新聞記事などで詳しく報道されている。日本経済新聞社 [1999]「銀行と個人のトラブル増加：消費者保護の法律必要」、[2000]「契約トラブル急増：どう身を守る？－弱い立場、専門家が頼り」、[2000]「株式市場活況で再燃の兆し：金融トラブルにご用心」、[2003]「生保契約、ここに注意：不十分な商品説明」、[2004]「金融トラブル：傾向と対策」。
- 19) 日本弁護士連合会 [1997]『銀行の融資者責任－消費者被害の実態と救済』。1996年10月に大分県別府で開催された第39回人権擁護大会の第1日に、「銀行と消費者－融資者責任の確立を求めて」と題するシンポジウムが行われ、市民の関心も高く盛況であったという。シンポの翌日の全体会議では、「銀行取引における消費者の権利確立を求める決議」が満場一致で採択された。これは社会へのアピールであるとともに、日弁連の責務となった。このシンポでの基調報告をもとにそのエッセンスをまとめたものが、この報告者である。報告書は、シンポジウムの実行委員会を構成した25名の正委員と11名のバックアップ委員の共同討議に基づいて執筆され、東京、京都、仙台、広島、大阪、福岡でのプレ・シンポジウムの成果も反映されているという。
- 20) 日本弁護士連合会、前掲書、pp.31～50。
- 21) 板東俊矢「日本のレンダー・ライアビリティ関連判例一覽」長尾治助編著 [1996]『レンダー・ライアビリティ：金融業者の法的責任』pp.412～442。なお、小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹 [1997]『貸手責任と金融倒産：日本版金融ビッグバンに欠ける視点』には、日本のレンダー・ライアビリティについて、さらに詳しい判例分析が掲載されている。
- 22) 最近のレンダー・ライアビリティとしては画期的な判決が、2005年6月20日にでた。貸金業に対して取引履歴の開示を命じたものである。取引履歴は過払い金の返還請求や債務整理の残高確認に必要なだが、消費者金融側が開示を拒んでトラブルになることが多かった。最高裁は、「借り手が債務内容を把握できなければ弁済計画を立てたり過払い金返還を求めたりできず大きな不利益を被るのに対し、業者にとっては開示は容易」と判断し、「信義則上、特別な事情がない限り取引履歴を開示す

- る義務がある」と結論づけたいという。高知新聞社 [2005]「貸金業に取引歴開示義務：最高裁初判断・拒めば賠償責任」
- 23) 日本弁護士連合会, 前掲書, pp.51~52。
- 24) 日本弁護士連合会, 前掲書, pp.229~233。および当日採択された決議全文は p.270。
- 25) 海外における金融消費者保護制度については, 日弁連報告書の「海外における『銀行と消費者』」pp.171~227, 相沢幸悦編著・森美智代・重頭ユカリ・山田剛志・三和裕美子 [1998]『金融機関の顧客保護：欧米でのリテール戦略』。
- 26) 楠本くに代, 前掲書, p.1。これらの市民運動には, 銀行の貸手責任を問う会や金融オンブズネットなどがある。銀行の貸し手責任を問う会 (<http://www4.ocn.ne.jp/~kasitese>)。金融オンブズネット (<http://www4.ocn.ne.jp/~onbuzu>)。
- 27) 小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹・山本浩美 [2000]『金融サービス法と貸手責任』 p.6。
- 28) 楠本くに代, 前掲書, p.12。
- 29) 日本版金融サービス法の問題点については, 藤井良広 [1999]「金融サービス法：消費者の信頼回復なるか」, 日本経済新聞社 [2000]「金融商品販売法きょう閣議決定：程遠い信頼回復」, [2000]「金融商品販売法来年4月施行：穴だらけ？投資家保護」, 牛込博文 [2000]『日本版金融サービス法』, 小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹・山本浩美 [2000]『金融サービス法と貸手責任』, 小林秀之編著・山本浩美・藪口康夫・畑宏樹・山田明美・古田啓昌 [2001]『詳解：金融商品販売法の解説－販売・勧誘ルールと実務の対応－』などに詳しい。窓口現場での金融機関の説明状況について現地調査したものが, 紀国正典 [2005]「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価 (2004)－高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討」である。
- 金融業界団体が業界内に設けた裁判外紛争解決機関が, 有効に機能していないことについては, 日本経済新聞社 [2005]「駆け込み寺 (ADR:裁判外紛争解決) 機能せず, 金融トラブル門前払い」。常識で考えても, 中立的・第三者的立場にたっていないで, 金融機関に賠償を命じる権限ももたない仲裁機関が, まともに機能できるはずがないのである。
- 30) 金融庁は, 今年になってようやく, 株式, 債券, ファンドから預金, 保険まで横断的・統一的に規制をかける「投資サービス法」策定にむけて動いた。学校債やアイドル・ファンドなどにも適用され, 預金・保険の勧誘原則まで盛り込んだ包括的なものである。2006年国会提出, 2007年施行を予定している。しかし性懲りもなく, 銀行・保険が反発しているという。日本経済新聞社 [2005]「投資サービス法案・預金・保険も対象：拡大に銀行・保険反発」, [2005]「金融商品幅広く規制：金融審が投資サービス法概要案」。総合的に金融消費者を保護すべき法案を提言したものの, 楠本くに代氏の案がある。楠本くに代「消費者信用保護法制定への提言」前掲書, pp.171~183。
- 31) 金融機関が倒産企業に対して母体行としてどのように責任をとればよいのかとい

う問題について、アメリカのケースを研究したものは次の文献である。畑宏樹「1997」「倒産事件と貸手責任」小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹[1997]『貸手責任と金融倒産：日本版金融ビッグバンに欠ける視点』pp.92～158。

- 32) システム論の見地から国際金融システムについて考察してみたものが、次の拙稿である。いずれもまだ研究途上で未熟なものであり、最初の四つの文献については、金融利用行為をシステム要素単位に積極的に組み込むことに失敗している。紀国正典[1995]「国際金融システムーグローバル・2国モデル」、[1996]「国際金融取引ーグローバル・2国モデル」、[1996]「国際金融構造ーグローバル・2国モデル」、[1997]「国際金融システムー多数国モデル」、[2004]「国際金融システム論(1)ーシステム・アプローチの意義と課題」。

[参考文献]

- 相沢幸悦編著・森美智代・重頭ユカリ・山田剛志・三和裕美子[1998]『金融機関の顧客保護：欧米でのリテール戦略』東洋経済新報社。
- ブルース・A・オートワイン、松岡宏明[1992]「米国の貸付者責任に関する判例動向」『金融法務事情』No.1314。
- BSI エデュケーション編、松本恒雄・上柳敏郎監修[2001]『金融商品販売トラブル事例集』BSI エデュケーション。
- 独立行政法人：国民生活センター[2003]「投資取引における消費者向け情報に関する調査研究(英米日比較)結果の概要」。
- 独立行政法人：国民生活センター総務企画部調査室[2003]「消費者の投資取引の心得」。
- 石戸谷豊・桜井健夫・上柳敏郎[1998]『ビッグバン時代の消費者問題と対策』東洋経済新報社。
- 藤井良広[1999]「金融サービス法：消費者の信頼回復なるか」日本経済新聞記事1999年6月28日付け。
- 藤井良広[2005]「大手行、CSRに本腰」日本経済新聞記事6月2日付け。
- 銀行の貸し手責任を問う会、<http://www4.ocn.ne.jp/~kasitese>。
- 銀行研修社編、松本恒雄監修[1996]『銀行取引と説明義務』銀行研修社。
- 久富健治[1998]『銀行業と政治経済システム：国家・市場・環境』時潮社。
- 柏木昇[1997～1998]「アメリカのレンダー・ライアビリティと日本法への示唆(1)～(8・完)」商事法務研究会『NBL』No.610, No.614, No.616, No.631, No.633, No.637, No.638, No.640。
- 川口恭弘[2001]『現代の金融機関と法』中央経済社。
- 紀国正典[1995]「国際金融システムーグローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号, 1995年11月。
- 紀国正典[1996]「国際金融取引ーグローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号, 1996年3月。
- 紀国正典[1996]「国際金融構造ーグローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高

- 知論叢』第57号, 1996年11月.
- 紀国正典 [1997]「国際金融システムー多数国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第60号, 1997年11月.
- 紀国正典 [1998]「日本版金融ビッグバンと市民生活ー金融消費者主権は確立されるのかー」高知大学経済学会『高知論叢』第63号, 1998年11月.
- 紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」池上悖・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月.
- 紀国正典 [2001]「金融コングロマリットーOECDの研究成果の検討ー」高知大学経済学会『高知論叢』第70号, 2001年3月.
- 紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(上)ー国際金融システムの規範的方法の検討(2)ー」高知大学経済学会『高知論叢』第73号, 2002年3月.
- 紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(中)ー国際金融システムの規範的方法の検討(2)ー」高知大学経済学会『高知論叢』第74号, 2002年7月.
- 紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(下)ー国際金融システムの規範的方法の検討(2)ー」高知大学経済学会『高知論叢』第75号, 2002年11月.
- 紀国正典 [2003]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討(1)ー外部性論からのアプローチー」高知大学経済学会『高知論叢』第78号, 2003年11月.
- 紀国正典 [2004]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討(2)ー「公共財」論の問題点ー」高知大学経済学会『高知論叢』第79号, 2004年2月.
- 紀国正典 [2004]「国際金融システム論(1)ーシステム・アプローチの意義と課題ー」高知大学経済学会『高知論叢』第80号, 2004年7月.
- 紀国正典 [2005]「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価(2004)ー高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第82号, 2005年3月.
- 金融オンブズネット, <http://www4.ocn.ne.jp/~onbuzu>.
- 小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹 [1997]『貸手責任と金融倒産: 日本版金融ビッグバンに欠ける視点』成文社.
- 小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹 [1998]『金融取引の法律学: ビッグバン時代の金融責任』悠々社.
- 小林秀之編著・藪口康夫・畑宏樹・山本浩美 [2000]『金融サービス法と貸手責任』一粒社.
- 小林秀之編著・山本浩美・藪口康夫・畑宏樹・山田明美・古田啓昌 [2001]『詳解: 金融商品販売法の解説ー販売・勧誘ルールと実務的対応ー』新法規出版株式会社.
- 高知新聞社 [2005]「貸金業に取引歴開示義務: 最高裁判決・拒めば賠償責任」高知新聞記事2005年6月20日付け.
- 楠本くに代 [1995]『金融機関の貸手責任と消費者保護: レンダー・ライアビリティ』東洋経済新報社.
- 楠本くに代 [1997]『金融機関のレンダー・ライアビリティ: 金融ビッグバンと消費

- 者保護』東洋経済新報社。
- 楠本くに代 [1999]「消費者保護の制度欠かせぬ：ビッグバン時代の自己責任(上)」日本経済新聞記事, 1999年1月31日付け。
- 楠本くに代 [2000]「英国の金融改革：消費者を手厚く保護」日本経済新聞記事, 2000年2月5日付け。
- 楠本くに代 [2002]「金融商品広告の見方：リスク・費用・表現に注目」日本経済新聞記事, 2002年11月30日付け。
- 楠本くに代 [2002]『金融消費者のためのファイナンシャル・リテラシー』近代セー
ルス社。
- ナンシー・ヤング, ヴィクター・C・ブッシュル(邦訳：柏木昇) [1991]「レンダー・
ライアビリティ(融資者責任)とは何か(上)(下)：米国における金融リスク回避
のために」商事法務研究会『NBL』No.479, No.481。
- ナンシー・ヤング, ウィリアム・テニス(邦訳：柏木昇) [1991]「米国におけるレン
ダー・ライアビリティ法理のその後の発展」商事法務研究会『NBL』No.507。
- 長尾治助編著 [1996]『レンダー・ライアビリティ：金融業者の法的責任』悠々社。
- NHK クローズアップ現代「外国債券が売れている：高金利商品の落とし穴」1997年
6月11日放映。
- NHK スペシャル「金融ビッグバン①個人資産1200兆円の行方, ②誰が資産を守るの
か」1997年8月11日, 12日放映。
- NHK クローズアップ現代「どうつき合う外国金融商品」1998年10月14日放映。
- 日本経済新聞社 [1998]「円高外国投信を直撃：市場の発展を阻む恐れ」日経金融新
聞記事1998年10月9日付け。
- 日本経済新聞社 [1998]「激動ビッグバン：外国物, リスク表面化」日本経済新聞記
事1998年12月4日付け。
- 日本経済新聞社 [1999]「銀行と個人のトラブル増加：消費者保護の法律必要」日本
経済新聞記事1999年11月10日付け。
- 日本経済新聞社 [2000]「契約トラブル急増：どう身を守る? -弱い立場, 専門家が
頼り」日本経済新聞記事2000年4月16日付け。
- 日本経済新聞社 [2000]「株式市場活況で再燃の兆し：金融トラブルにご用心」日本
経済新聞記事2000年2月13日付け。
- 日本経済新聞社 [2000]「金融商品販売法きょう閣議決定：程遠い信頼回復」日本経
済新聞記事2000年3月24日付け。
- 日本経済新聞社 [2000]「金融商品販売法来年4月施行：穴だらけ? 投資家保護」日
本経済新聞記事2000年7月30日付け。
- 日本経済新聞社 [2003]「生保契約, ここに注意：不十分な商品説明」日本経済新聞
記事5月18日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「金融トラブル：傾向と対策」日本経済新聞記事8月22日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「生保販売は変わるか(下) 銀行窓販の功罪：契約者保護の

- 徹底課題」日本経済新聞記事 8月26日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「検査中の金融機関：ネットで公表：金融庁が情報収集窓口」日本経済新聞記事 9月7日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「個人マネー広がる選択：銀行窓販期待と不安（上）株式などリスク商品、顧客に説明責任」日本経済新聞記事 9月10日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「銀行窓販期待と不安（下）リスク商品身近に、消費者の保護課題」日本経済新聞記事 9月14日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「株式投信販売残高：銀行窓販が初の5割台」日本経済新聞記事 9月14日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「証券仲介業が来月解禁：大手銀、一斉に参入へ」日本経済新聞記事 11月6日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「個人向け投資商品：大手銀行9兆円超す」日本経済新聞記事 11月12日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「預金+株+債券+保険：一つの窓口、間口は広く：ワンストップ来月拡大」日本経済新聞記事 11月24日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「日経フォーラム：世界経営者会議特集」日本経済新聞記事 10月19日付け。
- 日本経済新聞社 [2004]「環境配慮型の融資じわり」日本経済新聞記事 11月3日付け。
- 日本経済新聞社 [2005]「金融庁が銀行格付け：9項目4段階で評価」日本経済新聞記事 5月27日付け。
- 日本経済新聞社 [2005]「日経CSRシンポジウム特集」日本経済新聞記事 5月30日付け。
- 日本経済新聞社 [2005]「投資サービス法案・預金・保険も対象：拡大に銀行・保険反発」日本経済新聞記事 6月9日付け。
- 日本経済新聞社 [2005]「金融商品幅広く規制：金融審が投資サービス法概要案」日本経済新聞記事 7月8日付け。
- 日本経済新聞社 [2005]「生損保を4段階評価：金融庁・経営内容や不払い監視」日本経済新聞記事 9月11日付け。
- 日本経済新聞社 [2005]「駆け込み寺（ADR：裁判外紛争解決）機能せず、金融トラブル門前払い」日本経済新聞記事 8月1日付け。
- 日本弁護士連合会 [1997]『銀行の融資者責任—消費者被害の実態と救済』東洋経済新報社。
- 尾澤宏和 [1991]「環境法と金融機関：レンダー・ライアビリティーとは何か」『国際商事法務』Vol.19, No.11。
- 土田あつ子 [1999]「金融商品の販売窓口チェック：リスク、コスト説明足りず」日本経済新聞記事 1999年 6月5日付け。
- 牛込博文 [2000]『金融サービス法—生保・年金・投信販売のベスト・アドバイスをめざして—』金融財政事情研究会。
- 牛込博文 [2000]『日本版金融サービス法』日本経済新聞社。

ウィリアム・M・パーク，ジョナサン・L・グリーンブラット，ジョン・L・オーバー，
藤平克彦 [1993]「米国におけるレンダー・ライアビリティを避けるための実務的
指針」『金融法務事情』No.1362.

